

岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱

令和5年10月23日決裁

令和7年4月16日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における電気料金の負担の軽減並びに省エネルギーの促進及び温室効果ガスの排出の削減を図るため、予算の範囲内で行う岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次項に規定する補助対象製品を合計で10万円以上購入し、市内の住宅（次条に規定する補助対象者又はその親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。以下同じ。）が居住するものに限る。）に設置することとする。

2 補助対象事業の対象となる家庭用電化製品（以下「補助対象製品」という。）は、市内の店舗で購入した次に掲げるものとする。

(1) 電気冷蔵庫であって、次に掲げる要件を満たすもの

ア 中古品又は転売品でないこと。

イ 家庭用の機器であること。

ウ 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく多段階評価点（目標年度2021年度）が3.0以上であること。

(2) エアコンディショナーであって、次に掲げる要件を満たすもの

ア 中古品又は転売品でないこと。

イ 家庭用の機器であること。

ウ 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく多段階評価点（目標年度2027年度）が3.0以上であること。

3 補助対象事業は、別に定める期間内に行わなければならない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第6条の規定による申請の時に、市内に住所を有すること。

(2) この要綱に基づき、当該年度において補助金の交付を受けていないこと。

(3) この要綱に基づき、当該年度において補助金の交付を受けた者が同一の世帯に属していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象製品の購入に要する費用とする。

2 補助対象経費には、次に掲げる費用を含まない。

(1) 補助対象製品の設置に要する工事費

- (2) 補助対象製品の設置に必要な部品、付帯設備等の購入費
- (3) 配送料
- (4) 保証料その他の諸経費
- (5) 消費税及び地方消費税

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定める額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第2条第3項に規定する期間内に、岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象製品に係る次に掲げる事項が記載された領収書その他の書類の写し

- ア 購入日
- イ 購入金額
- ウ 製品型番
- エ 購入した店舗の名称及び所在地

- (2) 補助対象製品に係る次に掲げる事項が記載された保証書の写し

- ア 製造元
- イ 購入日
- ウ 製品型番
- エ 申請者の氏名及び住所
- オ 購入した店舗の名称及び所在地

- (3) 申請者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カードその他の官公署が発行したものに限る。）の写し

- (4) 補助金振込先口座（申請者本人の名義に限る。）の通帳の写し

- (5) 補助対象製品を申請者の親族が居住する住宅に設置した場合にあっては、補助対象製品の配達、設置工事等に関する書類の写しその他の設置した場所を確認することができる書類

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定は、前条の規定による申請を適当と認めたときにあっては岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときにあっては岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付手続の特例)

第8条 補助金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は適用しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費の額の合計額	補助金の額
10万円以上20万円未満	2万円
20万円以上	4万円

様式第1号（第6条関係）

（あて先）岐阜市長

岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金交付申請書

1 申請者及び申請額

申請日	年 月 日		
フリガナ			
氏 名	(姓)	(名)	
現住所	〒 ー 岐阜市		
連絡先	電 話： ー ー	平日の日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。	
	メー ル：		
申請額	☐ 2 万円 ☐ 4 万円		

2 購入製品の情報

製 品 ①			
種 類	☐ 冷蔵庫 ☐ エアコン		
購入日	年 月 日	本体購入金額	円（税抜）
メーカー名		製品型番	
設置住所等	☐ 現住所 ☐ 現住所以外		※「現住所以外」の場合のみ設置する場所を記入してください。 岐阜市
製 品 ②			
種 類	☐ 冷蔵庫 ☐ エアコン		
購入日	年 月 日	本体購入金額	円（税抜）
メーカー名		製品型番	
設置住所等	☐ 現住所 ☐ 現住所以外		※「現住所以外」の場合のみ設置する場所を記入してください。 岐阜市

3 宣誓・同意事項（次の全ての項目について宣誓・同意します。）

☐	申請時において岐阜市内に住所を有しています。
☐	上記購入製品は、岐阜市内の店舗で購入した中古品又は転売品でないもので、岐阜市内の私又は私の親族の住宅に設置しました。
☐	上記購入製品は、家庭用機器で、以下の省エネ性能を満たしています。 ・冷蔵庫：★3（多段階評価点3.0）以上（目標年度：2021年度） ・エアコン：★3（多段階評価点3.0）以上（目標年度：2027年度）
☐	私及び私と同一の世帯に属する者は、今年度、岐阜市からこの補助金を受給したことはありません。
☐	この補助金の交付に当たり必要な範囲で、私に関する情報を岐阜市が公簿等により確認することに同意します。

※裏面に続きます。

4 購入店舗の情報

店舗情報		購入した製品（選択）
店舗	店舗名：	☐ 製品①
	所在地：岐阜市	☐ 製品②
店舗	店舗名：	☐ 製品①
	所在地：岐阜市	☐ 製品②

5 添付書類

区分	項目	チェック
①必須	ア) 購入製品のレシート、領収書又は明細書等の写し ※ 購入日、購入金額、製品型番及び購入店舗の名称がわかるもの	☐
②必須	イ) 購入製品の保証書の写し ※ 製造元（メーカー名）、購入日、製品型番、申請者の氏名及び住所並びに購入店舗の名称及び所在地がわかるもの	☐
③必須	ウ) 申請者の本人確認書類の写し ※ 氏名及び現住所がわかるもの（運転免許証、マイナンバーカード等の官公署が発行したものに限る。）	☐
④必須	エ) 振込先口座の通帳の写し（申請者本人の名義に限る。） ※ 金融機関名、店名、預金種別、口座番号、口座名義人等がわかるもの	☐
⑤該当者のみ	オ) 設置した場所が申請者の親族が居住する住宅である場合の関係書類 ※ 配達・設置工事書類の写し等の設置した場所がわかるもの	☐

6 振込先に関する情報

金融機関	(金融機関名)				(店名)			
	☐ 銀行 ☐ 信組 ☐ 農協 ☐ 金庫				☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 支所 ☐ 出張所			
	金融機関コード (4ケタ)				支店コード (3ケタ)			
	預金種別 (種目)	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他						
	口座番号							
※ ゆうちょ銀行の場合は、「店名」、「預金種目」、「口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。								
口座名義人 <カタカナ>								

※購入製品数が3つ以上の場合は、申請書を複数枚提出してください。この場合において、2枚目以降の申請書には、「1 申請者及び申請額」及び「6 振込先に関する情報」の記入を省略できます。

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金については、次のとおり交付することとしましたので、岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定金額 円

2 交付の条件

- (1) 補助金の交付を受けた家庭用電化製品は、適切な維持管理を行い、法定耐用年数6年を経過するまでの間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。また、家庭用電化製品を申請者の親族が居住する住宅に設置した場合は、これらのことをさせないこと。
- (2) 補助事業の適正な実施を図るため、岐阜市から申請内容に関する報告、検査等（設置場所への立入り等）を依頼した場合は、これに協力すること。
- (3) 岐阜市補助金等交付規則又は岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合において、この決定を取り消したときは、交付した岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金の返還及び加算金の支払を指定する期日までに行うこと。

備考

- 1 補助金の振込みには、本通知から1か月程度かかります。
- 2 補助金の振込通知は、送付しません。通帳を記帳してご確認ください。
- 3 補助金の振込みに係る問合せは、申請者本人がしてください。

様式第3号（第7条関係）

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金については、次のとおり交付しないこととしましたので、岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

不交付決定の理由